

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文
 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 船舶安全法第一条乃至第五条、第七条第一項、第七条ノ二、<u>第八</u>条、<u>第九</u>条第一項、第二項及第六項、第十条乃至第十條ノ三、<u>第十一</u>条第一項乃至第三項、第十二条、第十七条乃至第十九条、<u>第二十</u>条乃至第二十二條、<u>第二十四</u>条、<u>第二十五</u>条、<u>第二十五</u>条の七十一乃至第二十七條、<u>第二十九</u>条ノ三、<u>第二十九</u>条ノ四第一項及第三項並二<u>第二十九</u>条ノ五ノ規定八日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ同法第二十九條ノ七各号ノ一二掲グルモノニ之ヲ準用ス</p>	<p>第一条 船舶安全法第一条乃至第五条、第七条第一項、第七条ノ二、<u>第八</u>条第一項、<u>第九</u>条第一項、第二項及第六項、第十条乃至第十條ノ三、<u>第十一</u>条第一項乃至第三項、第十二条、第十七条乃至第十九条、<u>第二十</u>条乃至第二十一條ノ二、<u>第二十三</u>条乃至第二十五條、<u>第二十六</u>条、<u>第二十七</u>条、<u>第二十九</u>条ノ三、<u>第二十九</u>条ノ四第一項及第三項並二<u>第二十九</u>条ノ五ノ規定八日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ同法第二十九條ノ七各号ノ一二掲グルモノニ之ヲ準用ス</p>
<p>第二条 船舶安全法第十三条及<u>第二十三</u>条ノ規定八日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ同法第二十九條ノ七第一号又八第二号二掲グルモノニ之ヲ準用ス</p>	<p>第二条 船舶安全法第十三条及<u>第二十二</u>条ノ規定八日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ同法第二十九條ノ七第一号又八第二号二掲グルモノニ之ヲ準用ス</p>
<p>第三条 船舶安全法第二十五条の四十八第一項（同法第二十五条の六十八、<u>第二十五</u>条の七十、<u>第二十八</u>条第七項及<u>第二十九</u>条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ政令ヲ以テ定ムル期間八三年トス</p>	
<p>第四条 船舶安全法第二十五条の五十八第三項（同法第二十五条の六十八、<u>第二十五</u>条の七十、<u>第二十八</u>条第七項及<u>第二十九</u>条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ政令ヲ以テ定ムル費用八同法第二十五条の五十八第二項第六号ノ検査ノ為同号ノ職員ガ其ノ検査ニ係ル事務所又八事業所ノ所在地ニ出張スルニ要スル旅費ノ額ニ相当スルモノトス此ノ場合ニ於テ其ノ旅費ノ額ノ計算ニ関シ必要ナル細目八国土交通省令ヲ以テ之ヲ</p>	

定△

第五條

(略)

第六條

(略)

第三條

(略)

第四條

(略)

改 正 案	現 行
<p>（登録実施機関の登録の有効期間）</p> <p>第一条 国際観光ホテル整備法（以下「法」という。）第二十一条第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（関係大臣との協議）</p> <p>第二条 国土交通大臣は、法第三十三条第一項の規定による勧告をしようとする場合において、その勧告が、国立公園の区域内のホテル又は旅館に対して行われるときは環境大臣に、公衆衛生の改善を図る事項を内容とするときは厚生労働大臣に、それぞれ協議するものとする。</p>	<p>国土交通大臣は、国際観光ホテル整備法第三十三条第一項の規定による勧告をしようとする場合において、その勧告が、国立公園の区域内のホテル又は旅館に対して行われるときは環境大臣に、公衆衛生の改善を図る事項を内容とするときは厚生労働大臣に、それぞれ協議するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（地震防災対策強化地域に係る地震に関する情報の報告）</p> <p><u>第一条の二</u>（略）</p> <p>（登録検定機関の登録の有効期間）</p> <p>第九条 法第三十二条の六第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>	<p>（検定を要する気象測器）</p> <p><u>第一条の二</u> 法第九条の政令で定める気象測器は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 温度計二 気圧計三 湿度計四 風速計五 日射計六 雨量計七 雪量計 <p>（地震防災対策強化地域に係る地震に関する情報の報告）</p> <p><u>第一条の三</u>（略）</p> <p>（指定検定機関の指定の有効期間）</p> <p>第九条 法第三十二条の六第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>

改正案	現行
<p>（登録の有効期間）</p> <p>第二十七条の二の二 法第二十六条の七第一項（法第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（国土交通大臣が行う講習手数料）</p> <p>第二十七条の二の三 法第二十六条の十八の政令で定める手数料の額は、一万五百円とする。</p> <p>（国土交通大臣が行う経営規模等評価等手数料）</p> <p>第二十七条の十四 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち経営規模等評価の申請に係るものは、八千円に法第二十七条の二十三第一項に規定する建設業者が審査を受けようとする建設業（次項において「審査対象建設業」という。）（一）種類につき二千三百円として計算した額を加算した額とする。</p> <p>2 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち総合評定値の請求に係るものは、四百円に審査対象建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額とする。</p> <p>（国土交通大臣が行う経営状況分析手数料）</p> <p>第二十七条の十五 法第二十七条の三十五第四項において準用する法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額は、一万五千九百円とする。</p>	<p>（経営事項審査手数料）</p> <p>第二十七条の十四 経営事項審査の手数料の額は、二万四千四百円に法第二十七条の二十三第一項に規定する建設業者が審査を受けようとする建設業（以下「審査対象建設業」という。）（一）種類につき二千五百円として計算した額を加算した額とする。ただし、法第二十七条の二十四第一項の規定により指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせる場合にあっては、八千五百円に審査対象建設業一種類につき二千五百円として計算した額を加算した額とする。</p> <p>2 法第二十七条の三十一第二項の政令で定める額は、一万五千九百円とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録講習機関の登録の有効期間）</p> <p><u>第二条の三</u> 法第十七条の六第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（営業保証金の額）</p> <p><u>第二条の四</u> （略）</p> <p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p><u>第二条の五</u> （略）</p>	<p>（営業保証金の額）</p> <p><u>第二条の三</u> （略）</p> <p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p><u>第二条の四</u> （略）</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（収益事業の範囲） 第五条（略） 一～二十九（略） 三十（略） イ二（略）</p> <p>ホ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号） （第二十三条の十第一項（操縦試験の免除）に規定する登録小型船舶教習所のうち財務省令で定める教習所において教習として行う技芸の教授</p>	<p>2 （略）</p> <p>（収益事業の範囲） 第五条（略） 一～二十九（略） 三十（略） イ二（略）</p> <p>ホ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号） （第二十三条の十第一項（操縦試験の免除）の規定により国土交通大臣の指定を受けた小型船舶教習所のうち財務省令で定める教習所において教習として行う技芸の教授</p>

改 正 案

現 行

（登録確認機関の登録の有効期間）

第一条の十 法第九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（船級協会等の登録の有効期間）

第九条の三 法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項及び第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号。次条において「安全法」という。）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき登録の更新については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号。次条において「施行令」という。）第三条の規定を準用する。

（外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用の負担）

第九条の四 法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項及び第四十三条の六第二項において準用する安全法第二十五条の五十八第三項の規定に基づき検査に要する費用については、施行令第四条の規定を準用する。

（海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準

）
 第九条の五 （略）

2 （略）

別表第二の二（第四条、第九条の五関係）

（海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準

）
 第九条の三 （略）

2 （略）

別表第二の二（第四条、第九条の三関係）

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

改 正 案	現 行
<p>(防災要員)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 第十六条第一項に規定するオイルフェンス展張船 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十八条の規定により当該船舶に乗り組ませなければならないものとされている船舶職員又は同法第二十三条の三十一の規定により当該小型船舶に乗船させなければならないものとされている小型船舶操縦者(以下「乗組船舶職員等」と総称する。)のほか二人</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>25 (略)</p>	<p>(防災要員)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 第十六条第一項に規定するオイルフェンス展張船 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十八条の規定により当該船舶に乗り組ませなければならないものとされている船舶職員又は同法第二十三条の二十五の規定により当該小型船舶に乗船させなければならないものとされている小型船舶操縦者(以下「乗組船舶職員等」と総称する。)のほか二人</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>25 (略)</p>

改 正 案

現 行

（登録海技免許講習等の登録の有効期間）

第二条 法第十七条の三第一項（法第十七条の十七及び第十七条の十九において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（登録海技免状更新講習等に関する読替え）

第三条 法第十七条の十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の二第一項及び第二項	前条	第十七条の十六
第十七条の二第二項第二号、第十七条の十四及び第十七条の十五第四号	一	第十七条の十七において準用する第十七条の十一
第十七条の二第二項第二号及び第三項第三号	登録海技免許講習の	登録海技免状更新講習の

<p>第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項並びに第十七条の十四</p>	<p>登録海技免許講習事務</p>	<p>登録海技免許更新講習事務</p>
<p>第十七条の二第二項</p> <p>第十七条の二第三項第二号</p>	<p>登録海技免許講習登録簿</p> <p>登録海技免許講習を</p>	<p>登録海技免許更新講習登録簿</p> <p>登録海技免許更新講習を</p>
<p>第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで、第</p>	<p>登録海技免許講習実施機関</p>	<p>登録海技免許更新講習実施機関</p>

<p>第十七条の十三第一 項及び第十七条の 十四</p>	<p>前二条</p>	
<p>第十七条の三第二 項</p>	<p>第十七条の二 第一項</p>	<p>第十七条の十六及び第十七条の 十七において準用する第十七条 の二</p>
<p>第十七条の四及び 第十七条の九</p>	<p>第十七条の二 第三項第二号 から第五号ま で</p>	<p>第十七条の十七において準用す る第十七条の二第三項第二号か ら第五号まで</p>
<p>第十七条の六（見 出しを含む。）</p>	<p>登録海技免許 講習事務規程</p>	<p>登録海技免許更新講習事務規程</p>
<p>第十七条の六第一 項</p>	<p>登録海技免許 講習事務の</p>	<p>登録海技免許更新講習事務の</p>
<p>第十七条の十</p>	<p>第十七条の四</p>	<p>第十七条の十七において準用す る第十七条の四</p>
<p>第十七条の十一、 第十七条の十四並</p>	<p>第四条第二項</p>	<p>第七条の二第二項第三号</p>

<p>びに第十七条の十 五第一号及び第四 号</p>		
<p>第十七条の十一第 一号</p>	<p>第十七条の二 第二項第一号 又は第三号</p>	<p>第十七条の十七において準用す る第十七条の二第二項第一号又 は第三号</p>
<p>第十七条の十一第 二号</p>	<p>第十七条の五 から第十七条 の七まで、第 十七条の第八 一項又は次条</p>	<p>第十七条の十七において準用す る第十七条の五から第十七条の 七まで、第十七条の八第一項又 は第十七条の十二</p>
<p>第十七条の十一第 三号</p>	<p>第十七条の八 第二項各号</p>	<p>第十七条の十七において準用す る第十七条の八第二項各号</p>
<p>第十七条の十一第 四号</p>	<p>前二条</p>	<p>第十七条の十七において準用す る第十七条の九及び第十七条の 十</p>
<p>第十七条の十四（ 見出しを含む。） 及び第十七条の十 五第五号</p>	<p>海技免許講習 の</p>	<p>海技免状更新講習の</p>

第十七条の十四及び第十七条の十五 第三号	第十七条の七	第十七条の十七において準用する第十七条の七
第十七条の十五第二号	第十七条の五	第十七条の十七において準用する第十七条の五
第十七条の十五第五号	前条	第十七条の十七において準用する第十七条の十四

(登録船舶職員養成施設等に関する読替え)

第四条 法第十七条の十九の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとなる。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の二第一項及び第二項	前条	第十七条の十八
第十七条の二第一項	海技免許講習が	船舶職員養成施設における船舶職員の養成が
第十七条の二第二項第二号及び第十	第十七条の十一	第十七条の十九において準用する第十七条の十一

七条の十五第四号		
第十七条の二第二 項第三号	登録海技免許 講習の実施	登録船舶職員養成施設における 船舶職員の養成
第十七条の二第二 項第三号及び第三 項第四号、第十七 条の四（見出しを 含む。）（第十七 条の七（見出しを 含む。）（第十七 条の十から第十七 条の十二まで並び に第十七条の十三 第一項	登録海技免許 講習事務	登録船舶職員養成事務
第十七条の二第二 項第二号及び第十 七条の十	登録海技免許 講習を	登録船舶職員養成施設における 船舶職員の養成を
第十七条の二第二 項第二号、第十七	登録海技免許 講習実施機関	登録船舶職員養成実施機関

<p>条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで及び第十七条の十三第一項</p>		
<p>第十七条の二第三項第三号</p>	<p>登録海技免許講習</p>	<p>登録船舶職員養成施設</p>
<p>第十七条の三第二項</p>	<p>前二条</p>	<p>第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二</p>
<p>第十七条の四及び第十七条の九</p>	<p>第十七条の二第一項</p>	<p>第十七条の十九において準用する第十七条の二第一項</p>
<p>第十七条の五</p>	<p>第十七条の二第三項第二号から第五号まで</p>	<p>第十七条の十九において準用する第十七条の二第三項第二号から第五号まで</p>
<p>第十七条の六（見出しを含む。）</p>	<p>登録海技免許講習事務規程</p>	<p>登録船舶職員養成事務規程</p>

第十七条の六第一 項	登録海技免許 講習事務の	登録船舶職員養成事務の
第十七条の六第二 項	登録海技免許 講習の実施方 法、登録海技 免許講習	登録船舶職員養成施設における 船舶職員の養成の方法、登録船 舶職員養成施設における船舶職 員の養成
第十七条の八第二 項	登録海技免許 講習を受講し ようとする者	登録船舶職員養成施設における 教育を受けようとする者
第十七条の十	第十七条の四	第十七条の十九において準用す る第十七条の四
第十七条の十一並 びに第十七条の十 五第一号及び第四 号	第四条第二項	第十三条の二第一項
第十七条の十一第 一号	第十七条の二 第二項第一号 又は第三号	第十七条の十九において準用す る第十七条の二第二項第一号又 は第三号
第十七条の十一第 二号	第十七条の五 から第十七条	第十七条の十九において準用す る第十七条の五から第十七条の

		の七まで、第十七条の八第一項又は次条	七まで、第十七条の八第一項又は第十七条の十二
第十七条の十一第三号	第十七条の八第二項各号	第十七条の八	第十七条の十九において準用する第十七条の八第二項各号
第十七条の十一第四号	前二条		第十七条の十九において準用する第十七条の九及び第十七条の十
第十七条の十五第二号	第十七条の五		第十七条の十九において準用する第十七条の五
第十七条の十五第三号	第十七条の七		第十七条の十九において準用する第十七条の七

(乗組み基準)

第五条 (略)

2 (略)

(指定試験機関の指定の有効期間)

第六条 (略)

(登録小型船舶教習所等の登録の有効期間)

(乗組み基準)

第二条 (略)

2 (略)

(指定試験機関の指定の有効期間)

第三条 (略)

第七條 法第二十三條の二十七第一項（法第二十三條の三十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（登録小型船舶教習所等に関する読替え）

第八條 法第二十三條の二十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七條の四及び第十七條の九	第十七條の二第一項	第二十三條の二十六第一項
第十七條の五	第十七條の二第三項第二号から第五号まで	第二十三條の二十六第二項第二号から第五号まで
第十七條の六（見出しを含む。）	登録海技免許講習事務規程	登録小型船舶教習事務規程
第十七條の六第二項	登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許講習	登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の方法、登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習

第十七条の八第二項	登録海技免許講習を受講し みじとする者	登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を受けようとする者
第十七条の十	第十七条の四 登録海技免許講習を	第二十三条の二十八において準用する第十七条の四 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を
第十七条の十一並びに第十七条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	第二十三条の十第一項
第十七条の十一第一号	第十七条の第二項第一号 又は第三号	第二十三条の二十六第二項第一号 又は第三号
第十七条の十一第二号	第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条	第二十三条の二十八において準用する第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は第十七条の十二
第十七条の十一	第十七条の八	第二十三条の二十八において準

三号	第二項各号	用する第十七条の八第二項各号
第十七条の十一第四号	前二条	第二十三条の二十八において準用する第十七条の九及び第十七条の十
第十七条の十五第二号	第十七条の五	第二十三条の二十八において準用する第十七条の五
第十七条の十五第三号	第十七条の七	第二十三条の二十八において準用する第十七条の七
第十七条の十五第四号	第十七条の十一	第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一

(登録操縦免許証更新講習等に関する読替え)

第九条 法第二十三条の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の四の見出し、第十七条の七(見出しを含む)	登録海技免許講習事務	登録操縦免許証更新講習事務

<p>。)、第十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四</p>	<p>登録海技免許 講習実施機関</p>	<p>登録操縦免許証更新講習を行う者(以下「登録操縦免許証更新講習実施機関」という。)</p>
<p>第十七条の四</p>	<p>登録海技免許 講習事務</p>	<p>登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務(以下「登録操縦免許証更新講習事務」という。)</p>
<p>第十七条の四及び第十七条の九 第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四</p>	<p>第十七条の二 第一項 登録海技免許 講習実施機関</p>	<p>第二十三条の三十において準用する第二十三条の二十六第一項 登録操縦免許証更新講習実施機関</p>

第十七条の五	第十七条の二 第三項第二号 から第五号ま で	第二十三条の三十において準用 する第二十三条の二十六第三項 第二号から第五号まで
第十七条の六（見 出しを含む。） 第十七条の六第一 項	登録海技免許 講習事務規程 登録海技免許 講習事務の	登録操縦免許証更新講習事務規 程 登録操縦免許証更新講習事務の
第十七条の十	第十七条の四	第二十三条の三十において準用 する第十七条の四
第十七条の十一、 第十七条の十四並 びに第十七条の十 五第一号及び第四 号	第四条第二項	第二十三条の十一において準用 する第七条の二第三項第三号
第十七条の十一第 一号	第十七条の二 第二項第一号 又は第三号	第二十三条の三十において準用 する第二十三条の二十六第二項 第一号又は第三号
第十七条の十一第 二号	第十七条の五 から第十七条 の七まで、第	第二十三条の三十において準用 する第十七条の五から第十七条 の七まで、第十七条の八第一項

第十七条の十一第三号	第十七条の八 一項又は次条	第十七条の八 第二項各号	第十七条の十二 又は第十七条の十二	第十七条の十一 前二条	第二十三条の三十において準用する第十七条の八第二項各号
第十七条の十一第四号		第二十三条の三十において準用する第十七条の九及び第十七条の十		海技免許講習の の	操縦免許証更新講習の
第十七条の十四及び第十七条の十五第三号	第十七条の七	第二十三条の三十において準用する第十七条の七			
第十七条の十四及び第十七条の十五第四号	第十七条の十一	第二十三条の三十において準用する第十七条の十一			
第十七条の十五第二号	第十七条の五	第二十三条の三十において準用する第十七条の五			

<p>第二十三條の二十 六第三項第一号</p>	<p>登録小型船舶 教習所における 小型船舶操 縦者の教習を 関</p>	<p>登録操縦免許証更新講習実施機</p>
<p>第二十三條の二十 六第三項</p>	<p>登録小型船舶 教習所登録簿</p>	<p>登録操縦免許証更新講習登録簿</p>
<p>第二十三條の二十 六第二項第三号</p>	<p>登録小型船舶 教習所における 小型船舶操 縦者の教習に 関する事務（ 以下「登録小 型船舶教習事 務」という。）</p>	<p>登録操縦免許証更新講習事務</p>
<p>第二十三條の二十 六第二項第一号</p>	<p>第二十三條の 二十八</p>	<p>第二十三條の三十</p>
<p>第二十三條の二十 六第一項</p>	<p>前条</p>	<p>第二十三條の二十九</p>
<p>第十七條の十五第 五号</p>	<p>前条</p>	<p>第二十三條の三十において準用 する第十七條の十四</p>

	行う者（以下「登録小型船舶教習実施機関」という。）	
第二十三条の二六第三項第三号	登録小型船舶教習所	登録操縦免許証更新講習
第二十三条の二六第二項第四号	登録小型船舶教習事務	登録操縦免許証更新講習事務
第二十三条の二七第二項	前二条	第二十三条の二九及び第二十三條の三十において準用する第二十三條の二六

(乗船基準)

第十条 法第二十三条の三十一第一項の乗船基準は、別表第二の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格についての操縦免許を受けた者を小型船舶操縦者として乗船させることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

第十一条 機関長に係る法第二十三条の三五第一項の政令で定める小型

(乗船基準)

第四条 法第二十三条の二五第一項の乗船基準は、別表第二の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格についての操縦免許を受けた者を小型船舶操縦者として乗船させることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

第五条 機関長に係る法第二十三条の二九第一項の政令で定める小型船

船舶は、帆船以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域を航行するものとし、機関長に係る同項の政令で定める基準は、これに、機関長として、六級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船させることとする。

2 通信長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定める小型船舶及び政令で定める基準は、第二条に規定する乗組み基準のうち通信長に係るもの（国土交通省令で定める部分に限る。）とする。

別表第一（第五条関係）

配乗表の適用に関する通則

- 1 3
1 1 (略)
- 1 4 この表において「A1水域」、「A2水域」、「A3水域」又は「A4水域」とは、それぞれ船舶安全法第二十九条ノ三第一項の規定に基づく国土交通省令に規定するA1水域、A2水域、A3水域又はA4水域をいう。
- 一〇九 (略)

別表第二（第十条関係）

(略)	(略)
-----	-----

船舶は、帆船以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域を航行するものとし、機関長に係る同項の政令で定める基準は、これに、機関長として、六級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船させることとする。

2 通信長に係る法第二十三条の二十九第一項の政令で定める小型船舶及び政令で定める基準は、第二条に規定する乗組み基準のうち通信長に係るもの（国土交通省令で定める部分に限る。）とする。

別表第一（第二条関係）

配乗表の適用に関する通則

- 1 3
1 1 (略)
- 1 4 この表において「A1水域」、「A2水域」、「A3水域」又は「A4水域」とは、それぞれ船舶安全法第二十九条ノ三の規定に基づく国土交通省令に規定するA1水域、A2水域、A3水域又はA4水域をいう。
- 一〇九 (略)

別表第二（第四条関係）

(略)	(略)
-----	-----

改 正 案	現 行
<p>（使用の制限の特例に係る特定計量器）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 第二条第三号イ(1)に掲げるものうち、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十五条の証明に用いる温度計であつて、同法第九条の検定に合格したものと及び同条の検定に合格するものと気象庁長官が認めたもの</p>	<p>（使用の制限の特例に係る特定計量器）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 第二条第三号イ(1)に掲げるものうち、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十五条の証明に用いる温度計であつて、同法第二十七条の検定に合格したものと及び同条の検定に合格するものと気象庁長官が認めたもの</p>

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～二十六（略）		
二十七 建設業法第二十七条の二十六	建設業法第二十七条の二十六第一項の規定に基づく経営規模等評価に関する事務	八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
二十七の二 建設業法第二十七条の二十九第一項の規定に基づく総合評定の通知	建設業法第二十七条の二十九第一項の規定に基づく総合評定の通知	四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～二十六（略）		
二十七 建設業法第二十七条の二十三	建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査に関する事務	二万四千四百円と二千五百円に審査に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

二十八〜百八 (略)	値の通知に関する 事務
二十八〜百八 (略)	

改正案

現行

（マンション管理士等に係る登録講習機関の登録の有効期間）

第四条 法第四十一条の五第一項（法第六十一条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（マンション管理士の講習手数料）

第五条 法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、一万三千五百円とする。

第六条 （略）

第七条 （略）

（管理業務主任者の講習手数料）

第八条 法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、六千七百円とする。

（管理業務主任者の登録等の手数料）

第九条 法第六十八条の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一・二 （略）
- （削除）

（マンション管理士の講習手数料）

第四条 法第四十一条第二項の政令で定める手数料の額は、一万三千五百円とする。

第五条 （略）

第六条 （略）

（管理業務主任者の登録等の手数料）

第七条 法第六十八条の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一・二 （略）
- 三 法第六十条第二項本文（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようと

する者 六千七百円